



三世同居・近居にかかる住宅の取得費用等の一部を補助します！

三世同居・近居住宅支援事業補助金

町内で新たに三世同居または近居を始めようとする方に対して、住宅取得や増改築に必要な費用の一部を補助します。

○対象

- ・町内で新たに三世同居・近居を始めるために、住宅を新築・購入する子育て世帯
・町内で新たに三世同居を始めるために住宅を増改築する子育て世帯

※対象となる子育て世帯は、中学生以下の子供がいる世帯（妊娠中も含む）です。

○補助金額

- ・上限50万円～200万円（補助対象費用の1/10）

※補助上限額は、申請者の居住地（町内・町外）、居住計画（同居・近居）、住宅の取得方法（購入、新築・増改築）によって変動します。詳細は坂町ホームページをご覧ください。

○補助対象経費

- ・住宅の新築、購入、増改築にかかる費用（一部対象外の費用があります。）

※補助を受けるには、住宅の売買・工事請負契約締結前に申請する必要があります。

住宅購入をご検討の際は、お早めにご相談ください。



子育て世帯の転入、転居にかかる引越費用等の一部を助成します！

子育て世帯引越支援事業助成金

町外から転入された方、町内で持ち家を購入された方を対象に、引越費用等の一部を助成します。

○対象

- ・「町外から転入」または「町内で持ち家に転居」する子育て世帯

※対象となる子育て世帯は、中学生以下の子供がいる世帯（妊娠中も含む）です。

○助成金額

- ・上限10万円（助成対象費用の1/2）

○助成対象経費

- ・引越費用 ・不動産登記費用 ・仲介手数料（賃貸） ・礼金（賃貸）

※引越手当などが支給されている場合、助成対象経費から差し引きます。

○申請期限

- ・住民票が異動した日から1年以内です。

転入された方、持ち家に転居された方は、お早めにご相談ください。



上記の補助金、助成金は併用できません。申請には要件がありますので、詳細は企画財政課へお問い合わせください。

問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507

三世住宅



子育て引越



〈一般会計〉

Table with 4 columns: 区分, 令和4年度, 令和3年度, 増減率(%). Rows include 歳入総額, 歳出総額, 歳入歳出差引額 (A-B), 翌年度へ繰り越すべき財源, 実質収支 (C-D).

町有財産の状況（令和5年3月31日現在）

Table showing land and house assets: 土地 (宅地, 山林), 家屋. Values in ha and m².



財政健全化判断比率と資金不足比率などをお知らせします。

用語の解説

- 実質赤字比率 一般会計の赤字の程度を指標化したもの
■連結実質赤字比率 全ての会計の赤字の程度を指標化したもの
■実質公債費比率 借入金の返済額などの額の大きさを指標化したもの。
■将来負担比率 将来支払っていく可能性のある負担の程度を指標化したもの。この比率が高くなるほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります。
■資金不足比率 公営企業会計（下水道事業会計）の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化したもの。

財政健全化判断比率とは、県や市町村など地方公共団体が財政破綻しないように、財政状況を細かくチェックするための4つの基準です。健全化判断比率のうち、いずれか一つでも早期健全化団体となること、財政健全化計画を策定し、改善努力が求められるようになり、財政再生基準以上となること、財政再生計画を策定し、財政再生計画を実施すること、との関係で、財政再生計画を実施することとなります。

【健全化判断比率と資金不足比率】

（単位：％）

Table with 5 columns: 健全化判断比率, 令和4年度, 令和3年度, 早期健全化基準, 財政再生基準. Rows include 実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率, 資金不足比率 (下水道事業).

※実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額、資金不足額が算定されない場合は、「-」と表示し、参考のため黒字比率を（△）と表示しています。